

## 保税蔵置場許可の承継の承認について

関税法第48条の2第6項の規定により、下記のとおり公告する。

令和7年8月22日

大阪税関長　日置重人

記

1 承継を受けた者の名称及び住所

セントラル・タンクターミナル株式会社  
東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番3号

2 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地

内外輸送株式会社　大阪支店  
大阪府堺市西区築港新町二丁9番

3 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所

内外輸送株式会社  
神奈川県横浜市鶴見区大黒町3番100号

4 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地

セントラル・タンクターミナル株式会社　大阪事業所  
大阪府堺市西区築港新町二丁9番

5 承継された許可期間

自 令和 7年 9月 1日  
至 令和10年 7月31日